

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

2023 中産振第 112 号
令和 5 年(2023 年) 7 月 24 日

総務大臣 松本 剛明
文部科学大臣 永岡 桂子
農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 西村 明宏 殿

中川村長 宮下 健彦
(公印省略)

棚田地域振興法第 10 条第 1 項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について
認定を申請します。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：飯沼の棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

飯沼の棚田（旧南向村）

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄地の発生防止・解消

・令和7年3月までに飯沼の棚田における耕作放棄地を全体面積の40%から20%に減少させる。

② 担い手の確保

・令和7年3月までに飯沼の棚田の保全に取り組む人を50人から80人に増加させる。

③ 生産性・付加価値の向上

・令和7年3月までに、飯沼の棚田における農地集積率を現在の73%から80%に増加させる。

・令和7年3月までに、飯沼の棚田で自動草刈り機、水田センサー等のスマート農業機器を導入することにより2haの農地の維持管理を省力化させる。

(2) 棚田の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

・令和7年3月までに酒米の生産量を現在の4,000kgから50%増加させ6,000kgとする。

② 自然環境の保全・活用

・令和7年3月までに飯沼の棚田で1haの農地において環境保全型の農業（減農薬栽培、堆肥の施用等）を実施する。

・飯沼の棚田で小学生に向けた自然観察や稲作体験等の取り組みを年1回開催し、年間50人の参加者を確保する。

③ 良好な景観の形成

・飯沼の棚田で、畦畔の草刈りや水路の泥上げ等を年5回のべ100人で取り組む。

・年2回以上草刈り等の維持管理活動を行い、人の手の入った美しい田園風景を維持する。

④ 伝統文化の継承

・地域アイデンティティの存続につながる活動として、農業者から地域ならではの生産技術や生活文化について聞き取り、郷土学習を年間1回実施する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・田植え・稲刈り体験会といった既存の農村交流体験イベントを拡充し、令和7年3月までに年間20人以上の参加者を確保する。
 - ・令和7年3月までに地域における移住・定住者を5人以上増加させる。
- ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・令和7年3月までに、棚田の周辺に中山間地域農業直接支払交付金等を活用し、トイレ、駐車場、看板、展望台、休憩所、交流施設を整備し、年間30人の観光客を誘客する。
 - ・令和7年3月までに棚田地域における2軒の空き家・古民家を再生・活用し農泊の取り組みを始め、30人の交流人口増加を目指す。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア 荒廃農地の防止

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度（村主催の説明会等で周知）参加構成員や、村広報誌やホームページを利用して集まってもらったボランティア等を活用し、作物の栽培や農地の草刈り、水の管理などを行い、荒廃農地や遊休農地の発生防止に取り組む。

イ 担い手の確保

中山間地域等直接支払制度、地域おこし協力隊制度、集落支援員制度などを活用しながら、担い手の確保を促進する。

ウ 生産性・付加価値の向上

自動草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布、自動給水栓による田の水管理など、スマート農業の取り組みを推進することで、労働時間の削減を図り、生産性の向上に努める。

景観に配慮しつつ、畦畔破損箇所の修復、法面の整形等必要な基盤整備の推進を図る。

農地耕作条件改善事業などの補助事業を活用しながら、耕作環境の改善を図る。

② 自然環境の保全・活用

ア 自然環境の保全・活用

シカ、イノシシ、サルなどといった鳥獣被害が相次いでいるため、中川村農作物有害鳥獣駆除対策協議会との連携や、独自に侵入防止柵や檻を設置することで、鳥獣被害対策を推進する。

小学生や村内外の住民を対象とした公民館講座などで自然ふれあいイベント

(自然観察、里山ウォーキング等)の取り組みを行い、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。

イ 良好な景観の形成

飯沼の棚田の周辺や、水張りができない水田においては、ひまわり等の景観作物の作付等必要な整備を行い、良好な景観を確保する。

ウ 伝統文化の継承

地域アイデンティティの存続につながる活動として、農業者から地域ならではの生産技術や生活文化について聞き取り、小学生対象の郷土学習を年間1回実施する。具体的には、棚田と同じ南向地区に位置する中川東小学校の小学生達が郷土学習の時間を活用し、以前から棚田の保全、営農を担ってきた飯沼農業活性化研究会のメンバーへの小学生の聞き取りや実際の田植え・稲刈り等の体験を通じて、水利の確保や機械化が進む前の米作りの方法等を学ぶ。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度や田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを充実させ、関係人口の創出・拡大を図ることで、地域の賑わい、交流の場の創出につなげる。

地域おこし協力隊・集落支援員制度を活用して、移住・定住者の増加を図る。

美しい四季の棚田や飯沼の風景等の魅力をSNSで発信することで、棚田への観光客の増加を図る。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

農泊の実施や空き家、古民家の再生・活用を進める事で、宿泊・移住しやすい環境を整える。

ウ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

棚田米等を原料とした加工品の開発・製造・販売に取り組む。特に飯沼の棚田で生産された酒米を原料とした日本酒については、販売と同時に飯沼の棚田のPRを行うことで高付加価値化と生産性の向上につなげる。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、協議会の参加者ではない団体及び個人も、指定棚田地域振興活動を実施することができる。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

飯沼の棚田地域振興協議会は、中川村、農業者、農業者団体、地域住民、法人等で構成。

参加者の名称又は氏名については別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項